

1. 会合名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ(第5回)
2. 日時 場所	平成 25 年 3 月 7 日 (木) 午前 10 時～11 時 20 分 東京証券会館 第 1 会議室
3. 次第	1. トータルリターンの計算、通知の制度要綱案について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. トータルリターンの計算、通知の制度要綱案について 事務局より、「トータルリターンの計算、通知について (案)」に係る説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。</p> <p>制度要綱案に対する意見をワーキングメンバーにアンケートにて照会し、提出された意見を踏まえて再度議論がされることとなった。</p> <p>(質疑応答の主な内容)</p> <p>「1. 本制度導入の趣旨」 ・特段の質疑応答なし。</p> <p>「2. 対象とする投資信託の範囲」 ・会社の合併の際、被合併会社のシステムを使用することもあるので、その点を考慮した書きぶりにして欲しい。併せて、努力義務であることが分かる書きぶりにもして欲しい。 ⇒合併は会社側の都合で行われるので、その場合でもトータルリターンは何らかの形で引き続き通知すべきと考える。ただし、システムの的に情報の引継ぎが困難な場合も想定されるので、その場合は入庫日の時価等を買付金額としてもよいと考える旨の記載をしているものである。(事務局)</p> <p>「3. 各種投資信託等の取扱い」 ・顧客がある投信を特定口座と一般口座で別々に保有しているケースではどういった対応を取るのか。 ⇒別々に管理しているのであれば、トータルリターンも別々に計算することになるのではないかと。(事務局)</p> <p>「4. 対象とする顧客の範囲」 ・特段の質疑応答なし。</p> <p>「5. トータルリターンの計算方法」 ・外貨建投信について円貨ベースでトータルリターンを通知するとした場合、配当は分配のタイミングで換算するのか。それとも通知のタイミングで換算するのか。 ⇒現在利用されているシステム等では分配のタイミングで換算しているようだが、それで決定というわけではない。(事務局)</p> <p>「6. 通知の方法」</p>

・顧客からのトータルリターンの照会に対する回答が許容される3年間という期間の根拠は何か。

⇒今後債券について一体課税が予定されており、その時点で各社がお客様に開示する書類の見直しが想定されることから、現状の案では3年間としていただいている。

・(5)で「周知の期間を『本制度の開始後、顧客が新たに投資信託を取得するまで』とする」とあるが、「本制度の開始」とはいつを指すのか。

⇒トータルリターンの計算、通知が規則改正を伴うと想定すれば、規則改正の施行日ということ考えている。(事務局)

「7. 通知の頻度及び計算基準日」

・特段の質疑応答なし。

「8. 通知の内容」

・複数の投信を保有する顧客から、特定の投信についてトータルリターンの照会を受けた場合、当該投信のトータルリターンのみを回答することで足りるのか、それとも保有する全ての投信についてトータルリターンを回答することを要するのか。

⇒今後の議論の展開次第だが、現段階では照会を受けた投信のみのトータルリターンを回答することで足りると考える。(事務局)

「9. 計算期間」

・特段の質疑応答なし。

「10. 売却した投資信託に係るトータルリターンの計算、通知」

・運用損益が分かりにくい投信がある、というのが今回の議論の出発点であり、売却した投信に係るトータルリターンの計算、通知は話が飛躍していると思う。

⇒運用損益が分かりにくい投信は、売却時の運用損益も分かりにくいと考えられるため、案として提示しているものである。既にこの対応をしているシステムベンダーもあると聞いており、決して対応不可能な話ではないと考えている。(事務局)

・トータルリターンは、保有している投資信託の今後の投資判断のための情報であると考え。売却済の投信は損益が実現しているので、今さらトータルリターンを通知しても意味ないのではないか。

「11. 本制度の適用について」

・「本制度の開始日以降に新たに買い付けた投資信託」には、分配金の再投資による買付けは含まれるのか。

⇒含まれない。(事務局)

「12. 任意の通知への対応」

	<p>「13. 制度の根拠」 「14. その他」 ・いずれも特段の質疑応答なし。</p> <p>2. その他 事務局より、本日示した制度要綱案について、システム対応の可否も含めアンケートにて意見募集する旨の説明があった。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）